



宮 崎 県 公 報

令和 7 年 9 月 16 日（火曜日） 第 646 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・P クリエイションズ株式会社発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 （ 送 料 共 ） 1 年 64,800 円

目 次

目 次	頁
告 示	
○身体障害者福祉法に基づく医師の指定……………（障がい福祉課） 1	
○障害者就業・生活支援センターの事務所の所在地の変更……………（ “ ” ） 1	
○保安林の指定予定……………（自然環境課） 1	
○保安林の指定……………（ “ ” ） 1	
○家畜人工授精講習会規程の一部を改正する告示（家畜防疫対策課） 2	
公 告	
○まいわし太平洋系群に関する令和 7 管理年度における知事管理漁獲可能量の変更……………（漁業管理課） 2	
○落札者等の公告…………… 2	
公安委員会告示	
○暴力追放運動推進センターとして指定した法人の主たる事務所の所在地の変更について…………… 3	
○犯罪被害者等早期援助団体として指定した法人の主たる事務所の所在地の変更について…………… 3	

告 示

宮崎県告示第 591号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第 283号）第15条第 1 項の規定により、身体障害者手帳の交付申請に要する診断書を作成する医師を次のとおり指定した。

令和 7 年 9 月 16 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

医師の氏名	従事する医療機関		診療科目	指定年月日
	名 称	所在地		
久保田 力	宮崎県立日南病院	日南市	小児科	令和 7 年 9 月 1 日
樋口 恒司	延岡クリニック	延岡市	内科	令和 7 年 9 月 1 日

宮崎県告示第 592号

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第 123号）第 27条第 3 項の規定により、社会福祉法人燦燦会から障害者就業・生活支援センターの事務所の所在地を次のとおり変更する旨の届出があった。

令和 7 年 9 月 16 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

事務所の所在地		変 更 年月日
変 更 前	変 更 後	
宮崎県小林市本町32番地	宮崎県小林市細野 274 番地 1 森永貞一郎記念館 1 階	令和 7 年 4 月 1 日

宮崎県告示第 593号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

令和 7 年 9 月 16 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 保安林予定森林の所在場所 日南市南郷町潟上字大鉢ケ平 109 61
- 指定の目的 土砂の流出の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県南那珂農林振興局並びに日南市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 594号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

令和 7 年 9 月 16 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 保安林の所在場所 東臼杵郡諸塚村大字七ツ山字中入 454－1、496－1
- 指定の目的 土砂の流出の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は択伐による。
字中入 454－1・496－1（以上 2 筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県東臼杵農林振興局並びに諸塚村役場に備え置いて縦覧に供する。）

家畜人工授精講習会規程の一部を改正する告示をここに公表する。
令和 7 年 9 月 16 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県告示第 595号

家畜人工授精講習会規程の一部を改正する告示

家畜人工授精講習会規程（昭和60年宮崎県告示第 521号）の一部を次のように改正する。

「

別記様式第 1 号中

（写真貼り付け欄） 縦 4.5センチメートル、横 3.5センチメートル又は縦 4.0センチメートル、横 3.0センチメートルで無帽、正面、上三分身、無背景の写真を貼り付けること。	出 願 人	ふ り が な	
		氏 名	
		生 年 月 日	
		現 住 所	
		勤 務 先	
		連 絡 先 （携帯電話番号）	

を

」

「

（写真貼り付け欄） 縦 4.5センチメートル、横 3.5センチメートル又は縦 4.0センチメートル、横 3.0センチメートルで無帽、正面、上三分身、無背景の写真を貼り付けること。	出 願 人	ふ り が な	
		氏 名	
		生 年 月 日	
		現 住 所	
		連 絡 先 （携帯電話番号）	
		勤 務 先	
		勤務先所在地	

に改める。

」

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

公 告

漁業法（昭和24年法律第 267号。以下「法」という。）第16条第 5 項の規定により、まいわし太平洋系群に関する令和 7 管理年度における知事管理漁獲可能量を令和 7 年 9 月 4 日付けで次のとおり変更したので、同項において準用する同条第 4 項の規定により公表する。

令和 7 年 9 月 16 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

まいわし太平洋系群に関する令和 7 管理年度（令和 7 年 1 月 1 日から令和 7 年 12 月 31 日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能量（法第 16 条第 1 項に規定する知事管理漁獲可能量をいう。）は、次の表の左欄に掲げる知事管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

知事管理区分

数 量

宮崎県まいわしまき網漁業

16,247 トン

宮崎県その他のまいわし漁業

現行水準

落札者等の公告

一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和 7 年 9 月 16 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 落札に係る借入物品及び数量

県立学校校務用コンピュータ 780 台

2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地

宮崎県教育庁高校教育課管理担当

宮崎市橘通東 1 丁目 9 番 10 号

3 落札者を決定した日

令和 7 年 7 月 31 日

4 落札者の氏名及び住所

株式会社南日本ネットワーク 宮崎市橘通東 3 丁目 6 番 29 号

5 落札金額

161,964,000 円

6 一般競争入札の公告を行った日

令和 7 年 6 月 19 日

公安委員会告示

宮崎県公安委員会告示第 93 号

暴力追放運動推進センターに関する規則（平成 3 年国家公安委員会規則第 7 号）第 3 条第 1 項の規定により、宮崎県暴力追放運動推進センターである公益財団法人宮崎県暴力追放センターから次のとおり主たる事務所の所在地の変更について届出があったので、同条第 2 項の規定により公示する。

令和 7 年 9 月 16 日

宮崎県公安委員会委員長 松 山 昭

1 変更の内容

主たる事務所の所在地

(1) 新所在地 宮崎市旭一丁目 2 番 2 号宮崎県企業局庁舎

(2) 旧所在地 宮崎市宮田町 13 番 16 号

2 変更年月日

令和 7 年 4 月 1 日

宮崎県公安委員会告示第 94 号

犯罪被害者等早期援助団体に関する規則（平成 14 年国家公安委員会規則第 1 号）第 3 条第 1 項の規定により、犯罪被害者等早期援助団体である公益社団法人みやざき被害者支援センターから次のとおり主たる事務所の所在地の変更について届出があったので、同条第 3 項の規定により公示する。

令和 7 年 9 月 16 日

宮崎県公安委員会委員長 松 山 昭

1 変更の内容

主たる事務所の所在地

(1) 新所在地 宮崎市旭一丁目 2 番 2 号

(2) 旧所在地 宮崎市広島一丁目 13 番 10 号

2 変更年月日

令和 7 年 2 月 25 日

--	--